主 文 原判決を取消す。 本件を秋田地方裁判所に差戻す。 事 実

控訴代理人は最初「原判決中控訴人勝訴の部分を除きその余を取消す。被控訴人等の本件仮処分申請を棄却する。訴訟費用は第一、二審とも被控訴人等の連帯負担とする。」との判決を求めたが、当審第二回口頭弁論期日において「原判決を取消す。本件を秋田地方裁判所大館支部に差戻す。右が理由ないときは原判決中控訴人勝訴の部分を除きその余を取消す。被控訴人等の本件仮処分申請を棄却する。訴訟費用は第一、二審とも被控訴人等の連帯負担とする。」との判決を求めると述べ、被控訴代理人等は「本件控訴を棄却する。訴訟費用は第一、二審とも控訴人等の負担とする。」との判決を求めた。

当事者双方の事実上の陳述並びに証拠関係は控訴代理人において

被控訴代理人において

た外は原判決事実摘示のとおりであるからこれを引用する。

里由

本件仮処分命令は原審において口頭弁論を経た上で言渡されたものであるところ、原審第二回口頭弁論調書によれば公判廷に立会つた裁判官はAとなつており昭和三二年五月二七日附の各準備書面に基く陳述並の期日において双方代理人より昭和三二年五月二七日附の各準備書面に基く陳述が取るの答弁がなされ疏甲第六号証、疏乙第一号証の一乃至三、同第三、四号証の取稿印の存することは同調書には右裁判官Aの署名捺印はなく裁判官Bの署名捺印の存すると主張するので按ずる〈要旨第一〉に、口頭弁論に立会裁判官とは別人であるところの口頭弁論に立会つていない裁〈/要旨第一〉判官の署名捺印のあるような口頭弁論調書は重大な瑕疵のあるものであつて、到底有効な口頭弁論調書とは認めることができない。従つて控訴人主張の如く右口主係対な口頭弁論調書においては原審第二回口頭弁論調書記載の如き当事者双方の事実上の原務弁並びに立証等がなされたか否かはその証明がないことに帰着する。然るに原籍においては右期日に当事者双方により各準備書面の陳述並びに答弁がなされ且つ前

述の如き立証等がなされたものとしこれらの資料に基いて判断を与えていることは原判決を通覧すれば明瞭である。これに対し被控訴人等は前記調書に立会裁判官をるときは口頭弁論調書以外の他の証明を容認すべく然るにおいては前記期日は裁判官Bが立会の下に訴訟手続がなされたことを認めうる旨主張するけれども、叙上の如き事項は調書によりてのみ証すべき事項であるのみでなく所論のような事人を認むべき資料がないから結局独自の見解として採るを得ない。実には当事人を選起がでする瑕疵は原審における被告代理において異議を述べつ口頭弁論がで、のは訴人等が従前の口頭弁論の結果を援用し何等異議を挟まなかつ口頭弁により即ち責問権の放棄によく要旨第二〉り治癒された旨主張するけれども、二十分により即ち責問権の放棄によく要言第二〉り治癒された旨主張するけれども、二十分により即ち責問権の放棄によく要言第二〉り治癒された旨主張するけれども、二十分により即ち責問権の放棄によく要言第二〉り治癒された旨主張するけれども、二十分により即ち責問権の放棄によく要言第二〉り治癒された旨主張するけれども、二十分によりのといるが如きことは妥当ではない。被控訴人等の此の点に関する主張は到底を来さしめるが如きことは妥当ではない。被控訴人等の此の点に関する主張は到底とない。

よつて民事訴訟法第三八七条により原判決を取消し同法第三八九条に則り本件を 原審に差戻すべきものとして主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 松村美佐男 裁判官 松本晃平 裁判官 小友末知)